

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	消防防災安全課	検索番号	5-9
法令名	火薬類取締法	根拠条項	法第45条の29、法第45条の38	
許認可等	指定完成検査機関及び指定保安検査機関の業務規程の認可・変更認可			
[指定完成検査機関]				
第45条の29 指定完成検査機関は、完成検査の業務に関する規程 (以下「業務規程」という。) を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。				
2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。				
○火薬類取締法施行規則				
第81条の11の11 (法第45条の29第1項関係)				
第81条の11の12 (法第45条の29第2項関係)				
○通知				
火薬類取締法に基づく指定完成検査機関等の指定について (平成12・06・30立局第5号)				
[指定保安検査機関]				
第45条の38 第35条第1項第1号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。				
2 第45条の24から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第45条の24から第45条の26まで及び第45条の34中「第15条第1項ただし書」とあるのは「第35条第1項第1号」と、第45条の25、第45条の27から第45条の30まで、第45条の32、第45条の34及び第45条の35中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第45条の34中「第15条第3項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。				
○火薬類取締法施行規則				
第81条の11の23 (法第45条の38第2項において準用する法第45条の29第1項関係)				
第81条の11の24 (法第45条の38第2項において準用する法第45条の29第2項関係)				
○通知				
火薬類取締法に基づく指定完成検査機関等の指定について (平成12・06・30立局第5号)				